

地域おこし協力隊～受入事業者を募集します～

大船渡市がこれまでに委嘱した地域おこし協力隊員（以下「隊員」という。）は、令和6年4月1日時点で14名に上っています。

これまで、市では、あらかじめ具体的なプロジェクトを掲げ、目的及び活動内容を示した上で隊員を募集してきましたが、今回、新たに「団体委託型」として、自ら提案した地域おこし活動に隊員と共同で取り組む意欲のある企業や団体等（以下「受入事業者」という。）を募集します。

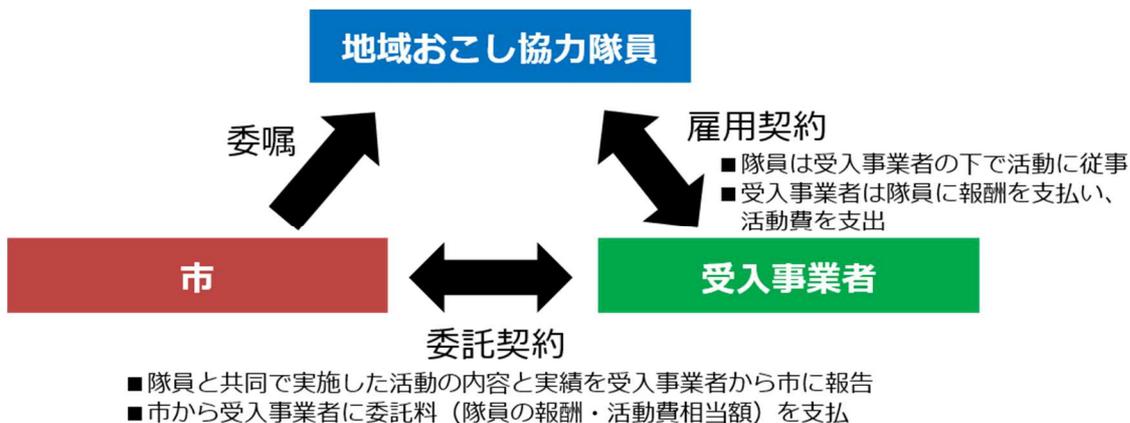
1 地域おこし協力隊員の任用形態等の主なパターン

- ・雇成型：市の会計年度任用職員として任用
- ・個人事業主型：隊員個人と委託契約を締結
- ・団体委託型（新規）：受入事業者が雇用した職員等を隊員として委嘱

2 団体委託型の仕組み

- ①企業や団体等が、地域おこし協力隊と共に活動したい事業を提案
- ②市が提案内容を審査し、企業や団体等を「受入事業者」に選定
- ③市が隊員を募集し、選考により隊員を決定
- ④受入事業者と隊員が雇用契約を締結
- ⑤受入事業者と市が委託契約を締結
- ⑥市が隊員を委嘱
- ⑦受入事業者と隊員が活動を開始

【図】団体委託型における隊員・受入事業者・市の関係



3 提案していただく活動の例

商工観光業、農林水産業の振興に関する活動、移住・定住の促進に関する活動、住民の生活支援に関する活動、地域の活性化に関する活動

4 応募の手続き

応募要件、提出書類など、詳細は募集要項及び仕様書をご覧ください。

5 募集期間

令和6年5月16日（木）まで

受入事業者募集説明会を開催します

■日時

5月1日（水）午後2時～3時30分

■会場

大船渡市役所 第1会議室（オンライン参加も可）

■申込方法

参加申込書（※）に必要事項を記入の上、メールまたはファクスで4月26日（金）までに提出してください。

※ホームページ（<https://www.city.ofunato.iwate.jp/soshiki/kikaku/32552.html>）からダウンロードできます。

- ・メール：ofu_kikaku@city.ofunato.iwate.jp
- ・ファクス：26-4477

大船渡市地域おこし協力隊（団体委託型）受入事業者 募集要項

1 趣旨

大船渡市では、平成28年度から地域おこし協力隊制度を活用し、地域外の人材の誘致を図るとともに、その定住・定着に向けた取組を行ってきました。

これまでに委嘱した地域おこし協力隊員（以下「隊員」という。）の人数は、令和6年4月1日時点で14名に上っていますが、市では今後も地域おこし協力隊制度を「地域活性化」と「移住・定住」の両面を促進するための有効な手段として活用していくこととしており、隊員の更なる受入れを目標としています。

従来、市では、あらかじめ具体的なプロジェクトを掲げ、目的や活動内容を示した上で隊員を募集してきました。

今般、新たに「団体委託型」として、自ら提案した地域おこし活動に隊員と共同で取り組む意欲のある企業や団体等（以下「受入事業者」という。）を募集します。

【地域おこし協力隊制度】

都市地域から過疎地域等の条件不利地域等に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を地方自治体が「地域おこし協力隊員」として委嘱し、隊員は一定期間（おおむね1年以上3年以下の期間）その地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や農林水産業への従事、住民の生活支援など多様な分野の「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組です。

【地域おこし活動】

国の「地域おこし協力隊推進要綱」に規定する地域協力活動と、受入事業者の下で隊員が進める大船渡市への定住・定着に向けた取組を総称したものをいいます。

2 応募要件

受入事業者への応募に当たっては、次の各号に掲げる要件を全て満たしている必要があります。

(1) 市内に本店、支店、営業所、活動拠点を置く法人又は市内に住所を置く個人事業主であること。

※応募時点で(1)の要件を満たしていない場合、隊員の委嘱時まで(1)の要件を満たすことを条件として、応募要件を満たしているものとみなします。

(2) 隊員を、事業を運営するための単なる補充人材ではなく、新たな取組や挑戦のために必要な「担い手候補者」として雇用すること。

(3) 隊員の活動内容、研修内容に責任を持ち、隊員に対して必要な技術や知識を提供する意志を有していること。

(4) 隊員の市内での生活を支援するための対策を講ずること。

(5) 隊員の任期終了後、雇用の継続や独立の支援など、サポートを継続する意志を

有していること。

- (6) 運営に関する規則（定款、規約、会則等）を有し、責任者が明確であること。
- (7) 市税を滞納していないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て中、又は更生手続中でないこと。
- (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て中、又は再生手続中でないこと。
- (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業を行う事業者でないこと。
- (11) 政治活動団体及び宗教活動団体でないこと。
- (12) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団と関係を有していないこと。

3 団体委託型の仕組み

(1) 受入事業者・隊員・市の関係

- ア 受入事業者と隊員は、雇用契約を締結します。
- イ 受入事業者と市は、委託契約を締結します。
- ウ 市は、隊員を委嘱します。

(2) 受入事業者・隊員・市それぞれの役割

ア 受入事業者

- (ア) 市による隊員の募集を支援すること。
- (イ) 市と協議した上で、隊員と共同で活動計画書を作成し、市に提出すること。
- (ウ) 自ら提案した地域おこし活動に、隊員を単なる補充人材ではなく、「担い手候補者」として従事させるとともに、隊員に対して必要な知識や技術を提供すること。
- (エ) 隊員と共同で活動月報及び活動費使用計画書兼実績書を作成し、市に提出すること。
- (オ) 隊員と共同で1年に一度実績報告書を作成し、市に提出すること。
- (カ) 雇用契約に基づいて、隊員に対して報酬を支払うとともに、消耗品費や旅費などの活動費を支出して隊員との共同活動に必要な環境を整備すること。
- (キ) 隊員の市内での生活を支援すること。
- (ク) 隊員の任期終了後の定住・定着を支援すること。

イ 隊員

- (ア) 市と協議した上で、受入事業者と共同で活動計画書を作成すること。
- (イ) 活動計画書に基づいて、受入事業者が提案した地域おこし活動に従事すること。
- (ウ) 活動計画書に基づいて、定住・定着に向けた活動に取り組むこと。
- (エ) 受入事業者と共同で活動月報及び活動費使用計画書兼実績書を作成すること。

(オ)受入事業者と共同で1年に一度実績報告書を作成すること。

(カ)隊員活動の公表及び周知に努めること。

ウ 市

(ア)隊員を募集すること。

(イ)委託契約に基づいて、隊員の報酬及び活動費に相当する委託料を予算の範囲内で受入事業者を支払うこと。

(ウ)受入事業者と隊員による活動計画書の作成を支援すること。

(エ)隊員活動の公表及び周知を支援すること。

(3) 財政支援

市から受入事業者を支払う委託料は、隊員1人当たり年額金5,200,000円(消費税及び地方消費税額を含む。)を上限とします。

4 スケジュール

内 容	時 期
受入事業者の募集開始	令和6年4月5日(金)
応募書類の提出期限	令和6年5月16日(木)午後5時
受入事業者の決定	令和6年5月下旬頃
隊員の募集開始	令和6年8月上旬頃
市と受入事業者による隊員の選考	令和6年9月上旬頃
隊員の決定	令和6年9月上旬頃
受入事業者と隊員が雇用契約を締結	令和6年9月下旬頃
受入事業者と市が委託契約を締結 市が隊員を委嘱	令和6年9月下旬頃
受入事業者と隊員が活動を開始	令和6年10月1日

※太枠内のスケジュールは、隊員の応募状況により変更となる場合があります。

5 応募手続

(1) 提出書類

ア 大船渡市地域おこし協力隊受入事業者申込書(様式第1号)

イ 事業計画提案書(様式第2号)

ウ 隊員受入計画書(様式第3号)

エ 定款、規約、会則又はこれらに類する書類

オ 隊員の労働条件を記載した書類

(2) 提出部数

1部

(3) 提出方法

提出先に直接提出又は郵送

(4) 提出期限

令和6年5月16日(木)午後5時必着

※提出先に直接提出する場合、受付時間は午前9時から午後5時までで、土・日曜日及び祝日は受付しません。

6 受入事業者の選定

(1) 選定方法

ア 提出書類により、応募要件の具備のほか、事業の実現性や継続性、隊員への支援の内容などを確認します。

イ 市と応募者で、面談によるヒアリングを行います。

※選定の過程で、提出書類の補正を求める場合があります。

(2) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外します。

ア 提出書類に虚偽の記載を行うこと。

イ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(3) 選定結果の通知

ヒアリング実施後、おおむね2週間以内に応募者に対して通知します。

7 その他

(1) 提出書類は返却しません。(提出書類は、受入事業者の選定以外の目的には使用しません。)

(2) 書類提出後に応募を辞退する場合は、速やかに辞退届(任意様式)を提出してください。

(3) 受入事業者を選定後、本募集要項に定める応募要件を満たさなくなった場合は、受入事業者の資格を取り消します。

(4) 隊員の受入れは、大船渡市一般会計予算の成立を前提としており、予算の状況によっては、契約を締結しないことや内容等に変更が生じることがあります。

(5) 財政支援は、国の「地域おこし協力隊推進要綱」の地方財政措置額を財源とするもので、同要綱が改正された場合は、支援額に変更が生じることがあります。

(6) 隊員の活動期間は、原則1年以内とし、3年を限度として期間を更新することができます。財政支援の期間も同様となります。

8 提出先・問合せ先

〒022-8501 大船渡市盛町字宇津野沢15番地

大船渡市企画政策部企画調整課 地域おこし協力隊受入事業者募集担当

電話番号：0192-27-3111 (内線230)

メールアドレス：ofu_kikaku@city.ofunato.iwate.jp

様式第1号

大船渡市地域おこし協力隊受入事業者申込書

令和 年 月 日

大船渡市長 様

所在地
団体等の名称
代表者職氏名
担当者職氏名
電話
メール

下記全ての要件に該当することを宣誓するとともに、市税の納付状況について市が確認することに同意し、大船渡市地域おこし協力隊受入事業者に申し込みます。

代表者氏名（署名）_____

記

- (1) 隊員を、事業を運営するための単なる補充人材ではなく、新たな取組や挑戦のために必要な「担い手候補者」として雇用すること。
- (2) 隊員の活動内容、研修内容に責任を持ち、隊員に対して必要な技術や知識を提供する意志を有していること。
- (3) 隊員の市内での生活を支援するための対策を講ずること。
- (4) 隊員の任期終了後、雇用の継続や独立の支援など、サポートを継続する意志を有していること。
- (5) 市税を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て中、又は更生手続中でないこと。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て中、又は再生手続中でないこと。
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業を行う事業者でないこと。
- (9) 政治活動団体及び宗教活動団体でないこと。
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団と関係を有していないこと。

事業計画提案書

団体等の名称 _____

1 事業の名称(※)	
2 具体的な事業内容(※)	
3 事業の実施により期待される効果(※)	(市の活性化や課題解決にどのようにつながるか)
4 事業のスケジュール	
5 活動経費 年間 520 万円が上限/ 隊員 1 人当たり	<p>■報償費予定額 (上限 : 年間 370~420 万円)</p> <p>内訳</p>
	<p>■活動費予定額 (上限 : 年間 520 万円 - 報償費の額)</p> <p>主な用途</p>

※隊員を募集する際、原則として公開します。

隊員受入計画書

団体等の名称 _____

1 必要とする隊員数(※)	
2 隊員の役割や活動内容(※)	(事業の推進体制や雇用時の職位など)
3 隊員に求める人物像(※)	(能力、経験、資格など)
4 隊員の市内への定着のための支援内容	(地域住民、関係団体との交流など)
5 活動拠点(※)	名 称： 所在地：
6 常勤の受入責任者	役 職： 氏 名：
7 隊員の任期満了後の定住のための支援内容	(雇用の継続、独立の支援など)

※隊員を募集する際、原則として公開します。

大船渡市地域おこし協力隊（団体委託型）受入事業者 仕様書

1 委託業務の目的

産業振興や地域活性化のため、企業や団体等（以下「受入事業者」という。）と地域おこし協力隊員（以下「隊員」という。）が連携することで、民間活力の活用による地域おこし活動の創出と、将来的な隊員の定住・定着を目指す。

2 委託業務の対象となる活動

- (1) 農林水産業の振興に関する活動
- (2) 商工観光業の振興に関する活動
- (3) 移住及び定住の促進に関する活動
- (4) 住民の生活支援に関する活動
- (5) 地域の活性化に関する活動
- (6) その他市長が必要と認める活動

3 受入事業者の責務

- (1) 隊員の雇用に関すること
- (2) 隊員候補者の選定に関すること
- (3) 隊員活動の支援、管理及び実績の取りまとめ
- (4) 隊員活動に必要な情報収集及び研究
- (5) 隊員の地域への定住のためのサポート
- (6) 隊員の日常生活に関する助言及び相談対応
- (7) その他隊員の円滑な地域おこし活動のために必要な事項

4 委託契約期間

委託契約の締結日から令和7年3月31日まで

※隊員の任期（最長3年）に応じて再委託することができます。

5 委託契約金額

- (1) 隊員1人当たり年額金5,200,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とします。内訳は下表のとおりで、項目ごとにも上限があります。

項目	上限額
報償費	3,700,000円
報償費以外の活動に要する経費【活動費】	1,500,000円

※特に専門性の高いスキルや豊富な社会経験を積んだ人材（高度専門人材）が必要不可欠な場合に限り、当該隊員の報償費の上限額は4,200,000円となります。

（この場合でも、隊員1人当たりの上限額は5,200,000円です。）

※年度途中の雇用や退職などにより隊員の活動が1年に満たない場合の上限額は、月割り・日割りにより計算します。

(2) 委託契約金額は、国の「地域おこし協力隊推進要綱」の地方財政措置額を財源とするものであり、同要綱が改正された場合は、金額に変更が生じることがあります。

6 隊員の活動に関する対象経費【活動費】

別表「対象経費一覧」のとおり

7 隊員の活動条件

(1) 隊員の活動時間は、1日7時間45分、週38時間45分を基準として、受入事業者と隊員が協議の上で定めてください。

(2) 隊員の雇用に当たっては、労働関係法令を遵守してください。

(3) 受入事業者は、隊員が地域や他の隊員との交流活動に参加できるよう配慮してください。

8 活動報告及び実績報告

(1) 毎月の業務完了後、受入事業者は隊員と共同で活動月報及び活動費使用計画書兼実績書を作成し、市に提出してください。

(2) 受入事業者は、毎年度、委託契約期間の最終日までに、隊員と共同で実績報告書を作成し、市に提出してください。

<別表>大船渡市地域おこし協力隊員の活動に関する対象経費一覧

費用区分	対象経費	対象外経費
①住居の借上げに要する経費	<ul style="list-style-type: none"> ・家賃（上限 50,000 円/月） ※請求時に家賃の月額を証明する契約書等を添付する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家賃を除く居住スペースに係る費用（光熱水費、共益費、敷金礼金等）
②社会保険料	<ul style="list-style-type: none"> ・隊員の雇用に当たって受入事業者が負担する社会保険料 	<ul style="list-style-type: none"> ・隊員負担分の社会保険料
③活動車両（※）に要する経費 ※活動計画書に記載した活動車両	<ul style="list-style-type: none"> ・ガソリン代（上限 20,000 円/月） ・駐車場代 ・車両借上代（上限 50,000 円/月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・車両の購入費用 ・自賠責、保険、税金、タイヤ交換代、修繕費、車検等の車両維持費
④消耗品、原材料費	<ul style="list-style-type: none"> ・試験的販売、試供品、サンプル品作成に係る費用 ・コピー用紙等事務用品、プロジェクター、モニター、スクリーン、食器等の費用、消火器等 	<ul style="list-style-type: none"> ・転売目的の原材料等仕入れ
⑤事務機器等の借上げ等に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> ・委託業務の実施にのみ使用する機器に係る借上費用（エアコン、イス・机は、活動計画書に記載した活動場所に据置きで、専用と判断できる場合のみ可） ・委託業務の実施にのみ使用する電話の借上費用 ・コピー機（カウンター料金を含む）、プリンター等の借上げに係る費用 ・活動に不可欠な特定業務ソフトウェア、一般事務用ソフトウェアの使用料、ライセンス費用、カメラ等 	<ul style="list-style-type: none"> ・財産価値が生じるような備品購入費（取得価格 2 万円以上の物品）及び設備費（不動産や車両等の購入経費等）。ただし、受入事業者が委託業務完了後に売却等を行い、当該金額を市に返還する場合は、市が特に認めるものについては、この限りではない。
⑥施設、備品等の使用料、借上料、購入費	<p>ア 使用料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会場使用料 <p>イ 借上料（※）</p> <p>※活動計画書に記載した活動場所に係るものに限る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賃貸契約に係る敷金、礼金、保証金 ・店舗、事務所、駐車場の借入に伴う仲介手数料 ・賃料、共益費。ただし、住居と兼用する場合は、専有スペースのみ（間仕切り等により物理的に住居等他の用途に供される部分と明確に区分されている場合に限る。） <p>ウ 購入費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スコープ、一輪車、各種機械類等 	
⑦通信運搬費等	<ul style="list-style-type: none"> ・郵便料 ・配送料 ・電話、インターネット通信料 	<ul style="list-style-type: none"> ・住居スペースの電話、インターネット通信料

⑧実費旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・委託業務の実施、又は、地域おこし協力隊としての活動終了後において定住及び活動を継続する上で必要となる隊員のスキルアップ、能力開発のための研修参加に係る費用 ・先進地視察時の交通費、宿泊料 ・以上に係る高速道路利用料、タクシー代、レンタカー代 	<ul style="list-style-type: none"> ・日当、食卓料 ・国外旅費
⑨保険料	<ul style="list-style-type: none"> ・活動計画書に記載した活動場所に係る損害保険料 ・イベント保険料 	<ul style="list-style-type: none"> ・住居の火災保険料 ・隊員個人に係る生命保険料、国民健康保険税、国民年金保険料等
⑩委託費	<ul style="list-style-type: none"> ・活動計画書に記載した活動場所の開設に伴う外装工事費、内装工事費、電気配線工事費、水道配管工事費、ガス配管工事費、換気扇設置工事費、電話インターネット回線開通工事費。ただし、住居と兼用する場合は、専用スペースのみ（間仕切り等により物理的に住居等他の用途に供される部分と明確に区分されている場合に限る。） 	
⑪その他	<ul style="list-style-type: none"> ・研修受講に要する経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食、奢侈、遊興、娯楽、接待の費用 ・人件費 ・人員募集のための広告宣伝費 ・国や地方公共団体等の補助金、委託費等により既に支弁されている経費 ・利益等が含まれる経費